

宗像市環境基本計画中間見直し及び宗像市地球温暖化対策実行計画（仮称） 策定業務委託仕様書

令和4年4月

宗像市市民協働環境部脱炭素社会推進室

1. 業務名

宗像市環境基本計画中間見直し及び宗像市地球温暖化対策実行計画（仮称）策定業務委託

2. 業務の目的

本業務は、宗像市環境基本条例第7条に基づき、平成30年3月に策定した「第2次宗像市環境基本計画」について、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する変化に対応するため、同計画中に定める中間見直しを行うものである。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき平成23年4月に策定した「宗像市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき策定した「宗像市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（上記第2次宗像市環境基本計画に包含）について、昨今の地球温暖化を取り巻く諸問題や、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」などに対応するため、これらの改定も一体的に併せて行うものである。

3. 業務期間

契約日の翌日から令和5年2月28日（火）までとする。

4. 業務内容

【環境基本計画（地球温暖化対策実行計画区域施策編含む）】

（1）全体作業方針の検討

業務着手にあたって、業務の具体的な実施内容や実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を作成し、発注者と協議の上、作業方針を決定する。

（2）市民アンケート調査

環境基本計画の施策の推進により、数値目標の達成状況や市民の満足度・意識の変化等を把握するため、市民アンケートを実施する。18歳以上の市民2,000人を無作為抽出し、郵送により配布・回収を行う。

調査票・封筒印刷、郵送に関する作業及び経費は受注者が負担するものとし、宛先の抽出、宛名シールの作成は市が行う。

調査結果は、単純集計の他、年代別、地域別等のクロス集計等、分析を行う。

（3）基礎調査

1）社会的動向の把握とその対応

現行計画策定後に制定された法律や制度を精査するとともに、環境基本計画に反映する必要があるデータを整理する。また、現行計画策定後に策定された市の関連計画や周辺自治体の動きなど、計画に反映すべき行政計画を整理する。資料は市の関連計画のほか、国、福岡県などから可能な限り収集し、現況特性をとりまとめる。

2) 掲載環境データの更新

現行計画に掲載している環境関連データを分野別に整理及び更新するとともに、変化の傾向を分析し、対応すべき課題の抽出を行う。

3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和4年に環境省が改定した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づいて、本市の2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた調査・検討を行う。

なお、令和3年度に宗像市が実施した「地域連携と脱炭素による世界遺産のまち・むなかた再生プロジェクト支援業務」報告書の、宗像市温室効果ガス排出量に関する算定・推計や、再エネ導入ポテンシャルにかかる調査・目標などすべての記載内容について、本計画作成に活用して差し支えない。

① 温室効果ガス排出量、森林及び海洋生態系吸収量の現況推計及び増減要因分析

現計画の方法に従って、2013年度から2019年度の温室効果ガス排出量の現況推計を行い、現計画に示す削減目標の達成状況を部門別に点検・分析する。また、計画策定後に市職員が温室効果ガス排出量を推計できるように、環境省が作成した「LAPSS」などを使用した排出量算定システムの利用支援をする。

② 温室効果ガス排出量の将来推計

目標年（2027年度、2030年度、2040年度、2050年度）における将来推計を現状趨勢ケース、対策ケースなど複数の視点から行う。対策ケースの将来推計にあたっては、具体的な対策案を明示する。

③ 削減目標の見直し、地球温暖化対策の方向性・対応策の検討

上記①、②の結果を踏まえ、本市の温室効果ガス削減目標の見直し及び地球温暖化対策の方向性・対応策を検討する。対応策は具体的に検討すると同時に、事業実行まで見据えた検討をする。

また①、②においては日本全体の状況、数値との比較が見える化し、宗像市に特化した方向性・対応策をわかりやすく示す。

(4) 見直し素案の作成

上述の内容を踏まえ、現計画の加筆・修正を行い、見直し素案として取りまとめる。

(5) 各種会議支援

庁内の意見調整を行う庁内ワーキングを4回（予定）、環境保全審議会を4回（予定）開催し、各会議資料の作成を支援する。環境保全審議会には出席し、議事録の作成を行う。

(6) パブリックコメント対応

見直し素案に対するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見について整理し、対応方針を検討する。

(7) 見直し計画書の作成

庁内ワーキング、環境保全審議会、パブリックコメントから出された意見に基づき適宜修正を加

え、最終的な見直し計画書を作成する。

(8) 打合せ・協議

市または受注者が要す場合、適宜対面またはオンラインにて打合せ・協議を行う。

【地球温暖化対策実行計画事務事業編】

令和4年に環境省が改定した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づいて、本市の2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた調査・検討を行う。

なお、令和3年度に宗像市が実施した「地域連携と脱炭素による世界遺産のまち・むなかた再生プロジェクト支援業務」報告書のすべての記載内容について、本計画作成に活用して差し支えない。

(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向の整理

地球温暖化問題に関する国内外の動向を整理する。

(2) 事務事業編の対象範囲、上位・関連計画との位置づけの整理

市の個別の事務・事業と組織や施設の関連性等について整理し、計画の基本的事項及び対象となる温室効果ガスを検討する。また上位・関連計画との位置づけを整理する。

(3) 温室効果ガス排出量調査

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に準ずる方法で、市の所有する施設のエネルギー種別の消費量などをもとに、市の事務・事業にかかる温室効果ガス排出量を算出する。また月別のエネルギー消費量の推移やエネルギー消費・温室効果ガス排出構造を分析する。

(4) 具体的な取り組みの実施状況調査及び評価

市の事務事業における地球温暖化対策の実施状況を調査し、分野別に整理して効果や課題の整理を行う。

(5) 市有施設5施設の省エネ診断

市所有5施設（本庁舎、学校、コミセン、文化施設、総合体育館など）を対象に省エネルギー診断を実施し、各施設の改善提案を行う。省エネ診断にはエネルギーの使用実績や、設備の仕様、現地診断調査により実施する。診断結果、改善策、措置後に得られる効果について、報告書を作成する。

(6) 計画内容の検討

上述の内容を踏まえ、市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定する。併せて目標達成に向けた具体的な取り組み事項を検討し、数値目標の設定が可能な項目については、個別の削減目標を設定する。

(7) 地球温暖化対策支援メニューの整理

国や県、民間企業が実施する地球温暖化対策実施への支援メニュー（補助金など）を調査し、分野別に内容や要件などを整理する。

(8) 庁内ワーキングの支援

庁内の意見調整を行う庁内ワーキングを3回（予定）開催し、会議資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行う。

（9）計画の進捗管理及び温室効果ガス排出量算定方法の仕組みづくり

計画策定後、個別の取組項目の進捗管理や市所有施設等の温室効果ガス排出量の算定を市が容易に行えるよう、持続可能な手法・仕組みを作成する。温室効果ガス排出量算定については、環境省が作成した「LAPSS」などの利用を検討し、マニュアル作成、初期設定を行い、すぐに利用開始できるよう支援する。

（10）計画書の作成

上述の内容を踏まえ、計画書を作成する。

（11）打合せ・協議

市または受注者が要す場合、適宜対面またはオンラインにて打合せ・協議を行う。

【その他】

（1）計画の形式

計画の形式については、現在の形式（環境基本計画に地球温暖化対策実行計画区域政策編を包含）と同じものとする必要はなく、市と協議の上、地球温暖化対策実行計画を部門別の計画として切り離して作成することも検討する。

（2）概要版の作成

それぞれの計画において、端的に内容をまとめた概要版を作成する。

（3）成果品の提出

本業務の成果品として、次のものを提出する。

- ・各種計画書（可変データ及びPDFデータ）
- ・各種計画書概要版（可変データ及びPDFデータ）
- ・温室効果ガス排出量算定にかかるマニュアル（可変データ及びPDFデータ）
- ・省エネ診断報告書（可変データ及びPDFデータ）
- ・地球温暖化対策支援メニュー（補助金等）報告書（可変データ及びPDFデータ）

5. 代金の支払い

代金の支払いは完了検査の後、適正な請求書の受領後30日以内に行う。

6. 見積限度額

12,840,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7. その他

- ・受託者は善良なる管理者の注意をもって、事業目的を達成するため効率的に業務を遂行すること。
- ・本業務の実施に際し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い決定すること。